

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 89 号	平成30年度盛岡市一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1
議案第 90 号	平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	7
議案第 91 号	平成30年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 92 号	盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について……………	10
議案第 93 号	盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第 94 号	盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 95 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	15
議案第 96 号	盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について……………	16
議案第 97 号	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 98 号	盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について……………	18
議案第 99 号	友好都市の提携について……………	19
議案第 100 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	20
議案第 101 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて……………	21
議案第 102 号	財産の取得について……………	22
議案第 103 号	財産の取得について……………	25
議案第 104 号	市道の路線の認定及び変更について……………	27
議案第 105 号	平成29年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	28
議案第 106 号	平成29年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	29
議案第 107 号	盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 108 号	盛岡市教育委員会の委員の任命について……………	別紙
議案第 109 号	盛岡市公平委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 110 号	盛岡市農業委員会の委員の任命について……………	別紙
議案第 111 号	盛岡市東中野財産区管理委員の選任について……………	別紙
議案第 112 号	盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区管理委員の選任について……………	別紙
議案第 113 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
認定第 1 号	平成29年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	30

認定第 2 号	平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………31
認定第 3 号	平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………32
認定第 4 号	平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算 について……………33
認定第 5 号	平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………34
認定第 6 号	平成29年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………35
認定第 7 号	平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………36
認定第 8 号	平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………37
認定第 9 号	平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について……………38
認定第 10 号	平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について……………39
認定第 11 号	平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算につい て……………40
認定第 12 号	平成29年度盛岡市水道事業会計決算について……………41
認定第 13 号	平成29年度盛岡市下水道事業会計決算について……………42
認定第 14 号	平成29年度盛岡市病院事業会計決算について……………43

議案第 89 号

平成30年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 793,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,935,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		19,957,680	△248,240	19,709,440
	2 国庫補助金	4,721,793	△251,290	4,470,503
	3 委託金	67,785	3,050	70,835
16 県支出金		7,488,261	21,243	7,509,504
	2 県補助金	2,224,054	21,243	2,245,297
17 財産収入		564,478	125,453	689,931
	2 財産売払収入	409,432	125,453	534,885
20 繰越金		1	1,036,423	1,036,424
	1 繰越金	1	1,036,423	1,036,424
21 諸収入		1,615,588	16,820	1,632,408
	5 雑入	1,093,059	16,820	1,109,879
22 市債		12,017,441	△158,100	11,859,341
	1 市債	12,017,441	△158,100	11,859,341
歳入合計		111,142,057	793,599	111,935,656

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,757,301	982,627	11,739,928
	1 総務管理費	8,888,921	982,627	9,871,548
3 民生費		45,503,324	76,487	45,579,811
	1 社会福祉費	18,061,951	5,068	18,067,019
	2 児童福祉費	19,686,213	71,419	19,757,632
4 衛生費		8,322,367	△586	8,321,781
	3 保健所費	2,102,458	△586	2,101,872
5 労働費		299,277	593	299,870
	1 労働諸費	299,277	593	299,870
6 農林費		2,904,079	21,518	2,925,597
	1 農業費	2,625,594	21,518	2,647,112
7 商工費		1,464,891	2,160	1,467,051
	1 商工費	1,464,891	2,160	1,467,051
8 土木費		16,479,671	△336,376	16,143,295
	2 道路橋りよう費	5,081,324	△320,027	4,761,297
	4 都市計画費	8,599,126	69,975	8,669,101
	5 住宅費	1,813,528	△86,324	1,727,204
10 教育費		7,934,327	47,176	7,981,503
	2 小学校費	2,257,071	38,846	2,295,917

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中学校費	924,405	11,490	935,895
	6 社会教育費	2,541,143	△3,160	2,537,983
歳	出	合	計	
		111,142,057	793,599	111,935,656

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域再犯防止推進計画事業に必要とする 経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成32年度	12,600

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
飯岡出張所複合化・大規模改修事業債	400	0	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 平成30 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
都南老人福祉センター複合化・大規模改修事業債	1,800	0			
上飯岡児童センター複合化・大規模改修事業債	3,000	13,400			
飯岡地区保健センター複合化・大規模改修事業債	400	0			
飯岡農業構造改善センター複合化・大規模改修事業債	6,800	0			
地方道路等整備事業債	2,151,500	1,911,200			
道路整備事業債	213,400	307,400			
道路長寿命化改修事業債	313,000	322,000			
公園整備事業債	391,600	372,600			
公営住宅建設事業債	606,000	603,800			
公営住宅解体事業債	102,100	104,300			
飯岡地区公民館複合化・大規模改修事業債	2,800	0			
計	12,017,441	11,859,341			

議案第 90 号

平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）

平成30年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,317,923千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 460,681	千円 7,912	千円 468,593
	1 一般会計繰入金	460,681	7,912	468,593
3 繰越金		1	1,088	1,089
	1 繰越金	1	1,088	1,089
歳入合計		1,308,923	9,000	1,317,923

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 567,551	千円 9,000	千円 576,551
	1 市場管理費	567,551	9,000	576,551
歳 出 合 計		1,308,923	9,000	1,317,923

議案第 92 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正
する条例について

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のとおり改正
するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正
する条例

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年条例第31号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削り、「枚数を」を「選挙の区分に応じた枚数を」
に、「，同号に定める枚数」を「，当該選挙の区分に応じた枚数」に改める。

第8条中「枚数の」を「選挙の区分に応じた枚数の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、こ
の条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員の選挙について適用し、同日の前日まで
にその期日を告示された市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第11項の規定に基づき、市議会議員の選挙におけ
る選挙運動用ビラについて、一定の金額の範囲内で無料で作成することができることとしようとす
るものである。

議案第 93 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名中「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加える。

第1条中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加える。

第7条を第8条とする。

第6条中「第2条」の次に「又は第3条」を加え、「より不均一課税」を「より課税免除等」に、「特別償却施設等」を「家屋、構築物、償却資産及び土地」に、「課税免除又は不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条を第7条とする。

第5条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し及び同条第1項中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条中「前条」を「前2条」に、「より不均一課税」を「より課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）」に、「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日」を「公示日から平成32年3月31日」に、「同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画に」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に」に改め、「特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに

掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者,同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては,1,900万円)以上のもの(以下「」を削り,「」という。)を「(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を」に改め,「。以下「特別償却設備等」という)を削り,「事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)」を「第1年度」に,「次表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄」を「次の各号」に,「それぞれ同表の右欄」を「当該各号」に改め,同条の表を削り,同条に次の各号を加える。

- (1) 第1年度 100分の0.14
- (2) 第1年度の翌年度 100分の0.467
- (3) 第1年度の翌々年度 100分の0.933

第2条を第3条とし,第1条の次に次の1条を加える。

(固定資産税の課税免除)

第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であつて,当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは,その取り消された日の前日まで)の間に,地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者,同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては,1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し,又は増設したものについて,当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り,かつ,土地については,その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は,事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度内に限り,その課税を免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東京都の特別区の存する区域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備した事業者に対する固定資産税の課税の免除に関し必要な事項を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 94 号

盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例について
盛岡市通所サービス手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市通所サービス手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「（平成10年政令第412号）」を削り、「前号」を「前2号」に改め、「法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める通所サービスに要する費用の額（以下「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第5項の規定により算定した当該通所サービスを受けた者の所得の額が同条第6項に定める額以上であるとき（同条第4項第2号及び第7項第1号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。）法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める通所サービスに要する費用の額（以下「算定額」という。）に100分の30を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市通所サービス手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に提供する通所サービスに係る手数料について適用し、同日前に提供した通所サービスに係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

手数料の額の算定に関し通所サービスを受けた者の所得の額に応じて定める区分に新たな区分を設け、その区分に該当する場合の手数料の額を定めようとするものである。

議案第 95 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表14の項の次に次のように加える。

14の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に係る建築物認定申請手数料	2万7,000円
--------------------------------------------	----------------------------	----------

別表15の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料」を「建築物の敷地と道路との関係に係る建築許可申請手数料」に改め、同表36の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

36の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	(1) 申請に係る延べ面積が100平方メートル以下の場合 11万円 (2) 申請に係る延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 13万円 (3) 申請に係る延べ面積が500平方メートルを超える場合 16万円
-----------------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に係る建築物認定申請手数料及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料を定めようとするものである。

議案第 96 号

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例（平成14年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、第2項及び第5項に規定する」を「若しくは第2項に規定する建築物（同条第1項の災害により破損した建築物を除く。）又は同条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の規定を適用しない場合を追加しようとするものである。

議案第 97 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「第2項」の次に「，第7項」を加え，同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム，」を加え，同条第7項ただし書中「できる」の次に「ものとし，第1項第3号イの主任生活相談員については，サテライト型養護老人ホームにあつては，常勤換算方法で，1人以上とする」を加え，同条第10項ただし書中「にあつては」を「又は指定特定施設入居者生活介護（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。） ，指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては」に改め，同条第12項中第4号を第5号とし，第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次のように加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員，事務員その他の職員

附 則

この条例は，平成30年10月1日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の改正に伴い，養護老人ホームの職員の配置に関する基準を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 98 号

盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について
盛岡市旅館業法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

盛岡市旅館業法施行条例（平成19年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「を設け，」を「から」に改め，同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 照明 十分な照度を保つこと。

(4) 防湿 排水設備は，常に汚水の排水に支障のないようにすること。

第4条第5号アを削り，同号イ(イ)及び(ロ)を削り，同号中イをアとし，アの次に次のように加える。

イ 洗面所には，飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

第4条第5号ウを次のように改める。

ウ 便所の手洗設備には，清浄な水を十分に供給すること。

第4条第5号エを削り，同号オ中「随時日光に当て」を「常に清潔にし」に，「枕おおい，布団襟及び浴衣」を「枕カバー，布団カバー及び寝衣」に改め，同号中オをエとし，同条第6号ア(ア)中「大人」を削り，同号ア(イ)中「1.5平方メートル」を「3平方メートル（階層式寝台を有する客室にあっては，1.5平方メートル）」に改め，「大人」を削り，同号イを次のように改める。

イ ガス，石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には，宿泊者の見やすい場所に，その使用方法その他の衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。

第5条第1項及び第2項中「前条第5号イ(イ)」を「前条第5号ア(イ)」に改める。

第6条から第10条までを削り，第11条を第6条とし，第12条を第7条とする。

附則第2項を削り，附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

営業者が施設について講ずべき衛生措置の基準を改めるとともに，施設の構造設備の基準を廃止しようとするものである。

議案第 99 号

友好都市の提携について

盛岡市は、東京都文京区と教育文化、スポーツ、産業等の交流が促進されることにより、両市区民相互の理解と友情が深められ、両市区の友好が図られることを確信して文京区と友好都市の提携を行うものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

郷土の生んだ文学者石川啄木の終えんの地である東京都文京区と友好都市の提携を行おうとするものである。

議案第 100 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所 盛岡市厨川二丁目17番11- 503号

氏名 平 野 弘 子

(2) 住所 盛岡市好摩字芋田向83番地6 市営夏間木第2団地87号

氏名 中 館 由 則

2 調停申立ての趣旨

(1) 平野弘子に対し、市営北厨川アパート11号館 503号に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) 中館由則に対し、市営夏間木第2団地87号に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 101 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 和解及び損害賠償の相手方 住所 青森県青森市古川一丁目11番16号
氏名 青森通運株式会社 代表取締役 倉 内 信 夫

2 和解の内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

3 損害賠償の額 金 845,757円也

4 損害賠償の原因

平成30年6月7日、盛岡市上鹿妻與市新田25番地内のバス停（田の頭）付近の道路で、職員が市公用車を運転中に相手方車両と衝突し、損傷させたことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 102 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市向中野字幅 140番外76筆	田	39,134.35㎡	481,858,867円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市南仙北二丁目26番16号 内 村 輝 夫 外17名

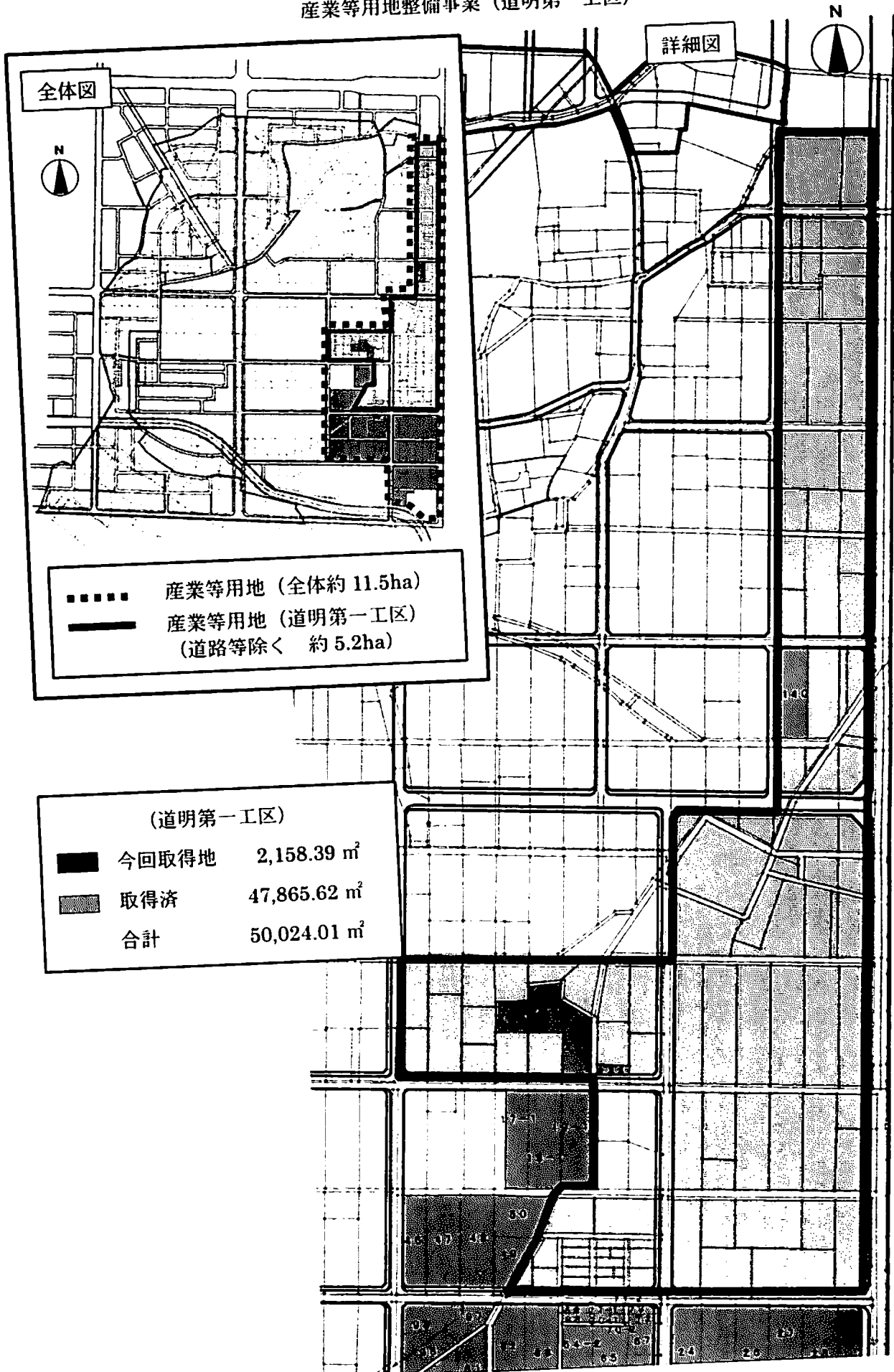
4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

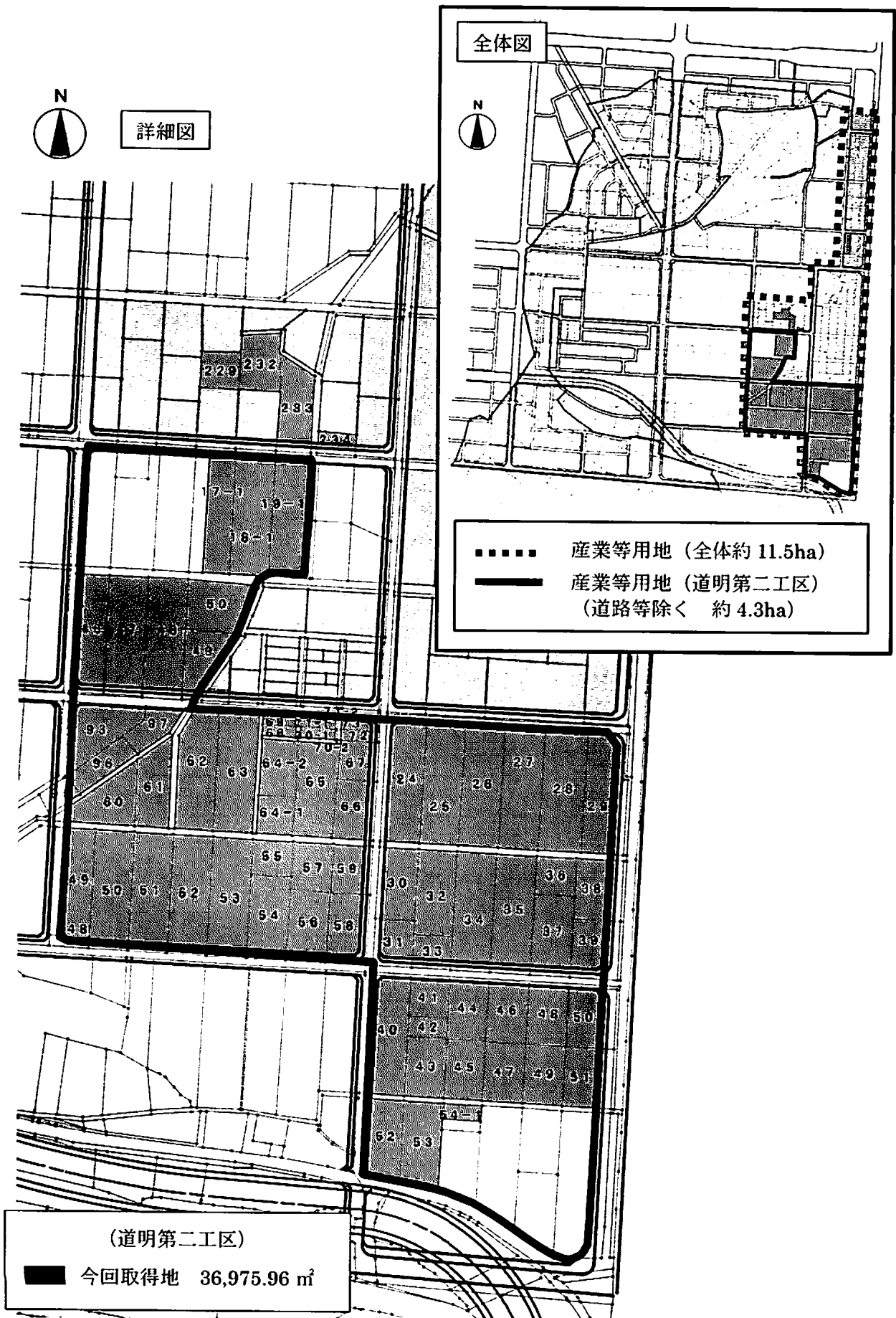
見取図

産業等用地整備事業（道明第一工区）



見取図

産業等用地整備事業（道明第二工区）



議案第 103 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市向中野字幅 200番 2 外14筆	田	6,193.28㎡	74,255,100円
盛岡市向中野字幅26番 2 外 1 筆	畑	199.34㎡	2,551,552円
合計		6,392.62㎡	76,806,652円

2 取得の方法 買入れ

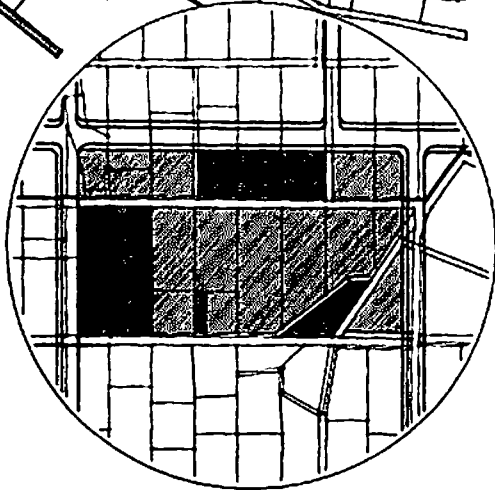
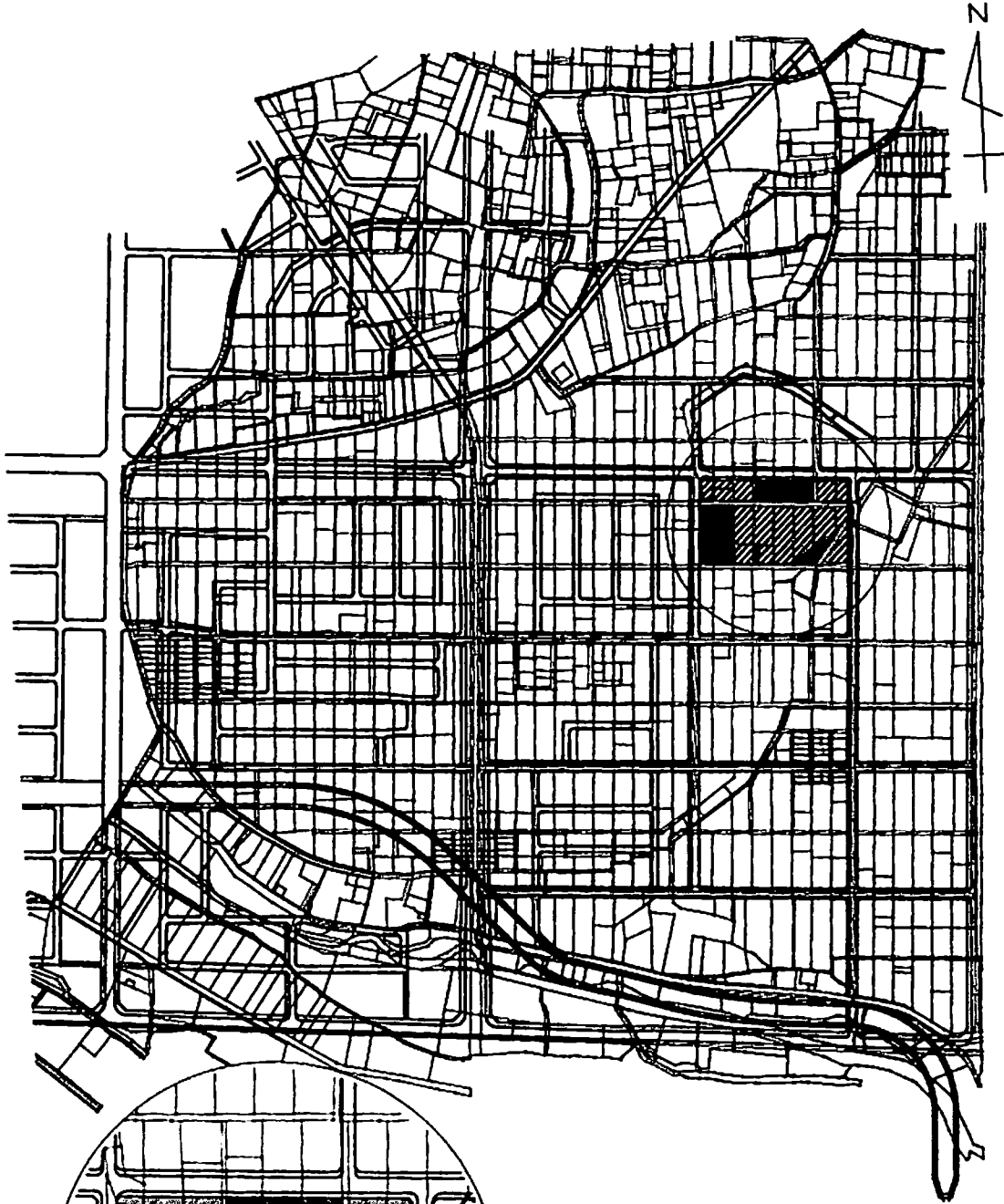
3 取得の相手方 盛岡市北飯岡三丁目6番27号 浅 沼 賢 治 外7名

4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

見取り図



拡大図
平成30年度9月取得予定地 (片斜線部)
向中野字幅200番2外14筆
6193.28 m²
向中野字幅26番地2外1筆
199.34 m²

議案第 104 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
B b 472	東山一丁目20号線	東山一丁目18番2地先	東山一丁目15番6地先
C a 849	南仙北三丁目35号線	南仙北三丁目 122番35地先	南仙北三丁目 122番38地先
C a 850	向中野 268号線	向中野字道明93番16地先	向中野字道明93番 1 地先
D c 606	厨川五丁目31号線	厨川五丁目 338番 2 地先	厨川五丁目18番40地先

2 路線の変更

整理番号	路線名	起点	終点
D c 579	厨川駅西歩行者専用道	新 みたけ二丁目 448番19地先	厨川一丁目25番1地先
		旧 みたけ二丁目 696番 1 地先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 105 号

平成29年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成29年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 4,060,934,395円について、減債積立金に1,365,350,441円を、建設改良積立金に593,655,188円をそれぞれ積立て、資本金に2,101,928,766円を組入れるものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 106 号

平成29年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成29年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金 676,088,197円を減債積立金に積立てるものとする。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

認定第 1 号

平成29年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書 (別冊)
- 2 平成29年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書 (別冊)

認定第 2 号

平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成29年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書 (別冊)
- 2 平成29年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書 (別冊)

認定第 10 号

平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について

平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成29年度盛岡市水道事業会計決算について

平成29年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成29年度盛岡市下水道事業会計決算について

平成29年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年 9 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成29年度盛岡市病院事業会計決算について

平成29年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年9月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成29年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成29年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）